



令和7年度 井原市 地域防犯活動支援事業補助金

市では、犯罪や事件・事故を未然に防止し、住みよい社会の実現に向け、地域の安全安心を保つ活動を推進する自主防犯組織や、新たにこれらの組織を設置する地域団体等に対し、補助金を交付します。



◎ 補助金申請の手順

～申請から補助金の受領まで～

1. 防犯組織等で補助金申請に関する内容（資機材・日程など）をまとめてください。
2. 補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、見積書、カタログ、設置場所の説明書（周辺地図等）、団体規約、組織図を添付して、工事に取りかかる前に市役所へ申請してください。
※個人の私有地にポール等を設置する場合は、承諾書が必要（様式は任意）
3. 申請を受けて、市で現場確認のうえ、補助金の交付を決定し、申請者あてに補助金交付決定通知書を送付します。
4. 申請者は、決定通知書を受取り後、施工業者に工事を依頼してください。
5. 工事が完了し、施工業者に工事代金を支払い後、速やかに領収書の写し等の関係書類を提出してください。（令和8年3月31日までに提出のこと）

補助率
・
補助額

◎ 補助内容

- 防犯カメラ
 - ・新設（1基あたり）
8／10 上限額：20万円
 - ・取替（1基あたり）
5／10 上限額：5万円※新設時の補助金について、令和7年度中に限り上限20万円
- その他防犯活動用資機材
 - ・8／10 上限額：5万円※1団体1年度あたり

補助対象
団体

地域の安全安心を保つ活動を推進する自主防犯組織及び新たにこれらの組織を設置する地域団体等

補助対象
経費

ジャンパー、ベスト、帽子、腕章、タスキ等のユニフォーム類、強力ライト（懐中電灯）、青色回転灯、信号灯、拡声器、防犯カメラを設備する経費



お問い合わせ先：井原市役所 市民活動推進課

TEL 0866-62-9508
FAX 0866-62-9797

